

御意見概要及び御意見に対する消費者庁の考え方

番号	御意見	消費者庁の考え方
1	<p>幣機構で受託している試験において、個別規格が設定されていない材質の発泡樹脂について、蒸発残留物は認められないのに、過マンガンカリウム消費量が基準値を超える事例があった。溶出液からは重合開始剤（加工助剤でPL対象外）の副生成物質が検出され、これらの検出された化合物の沸点が低いため、蒸発残留物は殆どないことが分かった。</p> <p>過マンガンカリウム消費量を総溶出物量へ置き換える変更により、このような沸点の低い成分（副生成物等）が検査対象から外れることになるので、懸念事項の一つとして報告いたします。</p> <p>過マンガンカリウム消費量（又はTOC）は有機物の有用な指標であり、置き換えという形で無くす必要はないのではないかと考えております。</p>	<p>必要に応じて材質ごとに新たな規格の設定等について検討してまいります。</p>
2	<p>試験方法に関して 前処理方法を省略してしまうと試験方法がわからなくなり、そのための無用な調査が必要となったり、試験データの統一性がなくなるため、これまで通り規格基準告示から削除すべきでない。</p>	<p>告示から削除する試験法及び必要な試薬等については、告示の公示に合わせて、通知においてお示しします。</p>
3	<p>食品、添加物等の規格基準の一部改正について（施行通達）（昭和四一年一〇月一四日）（環食化第五〇七〇号）</p> <p>（2） 試験溶液の調製について</p> <p>（ii） 液体を満たすことができる試料とは、サラ、ワン、コップ、袋等一般にそのままの形で食品をいれる目的で用いられる器具及び容器包装を意味すること。</p> <p>（iii） 液体を満たすことができない試料とは、はし、サジ、フィルム、シート等一般にそのままの形では食品をいれることができない形態の器具及び容器包装を意味すること。この場合表面積1 cm² について2 ml の割合の浸出用液を用いるが、フィルムについては、両面の面積を表面積とすること。またフィルムの片面が紙等でできており、浸出用液に浸して試験するのが不相当と考えられる場合には、適当な大きさの袋状にして、浸出用液を満たして試験すること。</p> <p>この内容について告示本文で合成樹脂製の器具又は容器包装について液体を満たすことができる試料とでき</p>	<p>合成樹脂製の器具又は容器包装の溶出試験における試験溶液の調製法については、この告示による改正後の食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示という。）中、「第3 器具及び容器包装のB 器具又は容器包装一般の試験法の12 溶出試験における試験溶液の調製法」に示されております。また、御指摘の通知における試験溶液の調製法は昭和54年に改正されており、本パブリックコメント開始時における規格基準告示において、試料が液体を満たすことができるかどうかによって調製法に違いはありません。</p>

番号	御意見	消費者庁の考え方
	<p>ない試料に関する記述を読み取ることができなかったのですが、どちらに規定されていますか。</p>	
4	<p>総溶出物規格の導入は令和8年6月1日施行予定となっておりますが、この新しい規格が適用される製品の範囲について明確にしていきたい。特に、これまで過マンガン酸カリウム消費量で試験結果報告書を取得していた既存製品について施行日以降新規格で試験をやり直す必要があるのか。すべての流通製品について試験をし直すということは現実的ではないため、施行日以降に新たに輸入、製造する器具容器包装についてのみ新規格が適用され、施行日時点で輸入、製造済みの製品およびそれらと同様のものについては現行規格での試験結果の継続使用を認めていただきたい。それでも試験のやり直しが必要な場合、過マンガン酸カリウム消費量での試験結果が科学的に適切ではないと考えられる材料に限定して総溶出物規格での再試験を要求していただきたい。</p>	<p>総溶出物試験は個別規格が設定されていない合成樹脂製の器具又は容器包装に導入され、令和8年6月1日から施行します。個別規格の設定されているホルムアルデヒドを製造原料とする合成樹脂製の器具又は容器包装（ただし、フェノール樹脂、メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装を除く。）及びフェノール樹脂、メラミン樹脂、ユリア樹脂、ポリ塩化ビニル、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニリデン、ポリエチレンテレフタレート、ポリメタクリル酸メチル、ポリアミド、ポリメチルペンテン、ポリカーボネート、ポリビニルアルコール、ポリ乳酸又はポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装には適用されません。</p> <p>なお、令和9年6月1日前に販売、製造、輸入又は営業上使用されている器具又は容器包装については、改正前の規格基準によることができることとする経過措置を設けます。</p>
5	<p>・改正前に流通していたものと同じ製品の場合は、施行後も現行の370号試験結果が有効となる経過措置期間を設けていただけないでしょうか。</p> <p>・施行後に、改正前に流通していたものと同じ製品の場合は、既存の蒸発残留物試験データがあるものについては、経過措置の間は総溶出物試験が免除されるような規定を設けていただけないでしょうか</p> <p>どちらも背景としては、 弊社のお客さまから改定後すぐに全製品の再試験のご要望を受ける可能性があります。 弊社といたしましてはポジティブリスト同様に改正前に流通していたものと同じ製品の場合は、経過措置期</p>	<p>令和9年6月1日前に販売、製造、輸入又は営業上使用されている器具又は容器包装については、改正前の規格基準によることができることとする経過措置を設けます。</p>

番号	御意見	消費者庁の考え方
	<p>間を設けていただき、 その間に順次新基準での試験を行いたく存じます。</p>	
6	<p>合成樹脂製器具・容器包装の蒸発残留物試験に係る規格の改正に伴いまして、改正規格の適用前に取得した衛生証明書（旧書面）の取り扱いについてご見解賜りたく存じます。</p> <p>いわゆる乳1群・2群・調製粉乳のうちクリームを除いたものの容器包装については、蒸発残留物試験における食品擬似溶媒の設定が、これまでの4%酢酸から酒類と同じ20%エタノールに変更されます。クリームについてはこれまでと同じくヘプタンが適用されます。</p> <p>ここで「蒸発残留物規格が20%エタノールで適」「蒸発残留物規格がヘプタンで適」が旧書面にて確認できている容器包装を考えたとき、書面発行日が改正規格の適用開始日より古いのはもちろんのこと、注釈に記載された「一部改正の」告示名が今次改正の告示名と異なるなどした場合に見かけ上の不一致が生じます。このような場合であっても、改正後の乳等容器の蒸発残留物規格に適合していることを、旧書面をもって説明できると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>衛生証明書の管理負担を軽減するため、これまで取得してきた旧書面については可能なかぎり有効活用したく、その取り扱いについてご見解を賜れますと幸いです。</p>	<p>令和9年6月1日前に販売、製造、輸入又は営業上使用されている器具又は容器包装については、改正前の規格基準によることができることとする経過措置を設けます。</p> <p>令和9年6月1日以降に、新たに製造又は輸入される器具又は容器包装については、改正後の規格基準に適合することが必要となります。</p>
7	<p>長年、食品包装用部材に関し、厚生省告示370号「食品、添加物の規格基準」の第3 器具及び容器包装のD 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格の2 合成樹脂製の器具又は容器包装の(1) 一般規格の試験を行い、顧客に提出しております。</p> <p>今般の「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）（器具・容器包装関係）」により、一般規格に総溶出物（個別規格が設定されている合成樹脂の器具又は容器包装を除く。）の規格が新設されることにより、施行前の試験結果をそろえなおすには多額な費用、膨大</p>	<p>総溶出物試験の導入については、告示の日から令和8年6月1日の施行までの準備期間を設けております。また、令和9年6月1日前に販売、製造、輸入又は営業上使用されている器具又は容器包装については、改正前の規格基準によることができることとする経過措置を設けます。</p> <p>令和9年6月1日以降に、新たに製造又は輸入される器具又は容器包装については、改正後の規格基準に適合することが</p>

番号	御意見	消費者庁の考え方
	<p>な工数の負担の必要性が生じます。更に、現行規格に起因する大きな問題は発生してこなかったと考えております。よって、施行前に取得した試験結果については、その継続使用もしくは、数年にわたり平均化するためにも少なくとも5年間の移行期間を設けて、移行期間の間は施行前に取得した旧試験結果を使用できるようにご配慮いただきたくお願いいたします。</p>	<p>必要となります。</p>
8	<p>「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）（器具・容器包装関係）について（概要）（令和6年11月 食品衛生基準審査課）」において、「2 改正の概要（1）2（○に2）に示す事項」については、その適用期日を、「令和8年6月1日予定」とされている。</p> <p>すなわち、同適用期日にて、個別規格のない樹脂について、一般規格として過マンガン酸カリ消費量試験による規格に変えて、総溶出物試験を導入することとされている。</p> <p>規格の対象である食品用合成樹脂製器具若しくは容器包装は、市場流通品であり、あるいは現に使用されているものであることから、適用期日に一斉に新試験による規格に適合していることは、実務上不可能であると考える。</p> <p>よって、本適用期日（令和8年6月1日）前に、販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装については、なお従前の例によることができるように配慮いただきたい。</p>	<p>令和9年6月1日前に販売、製造、輸入又は営業上使用されている器具又は容器包装については、改正前の規格基準によることができることとする経過措置を設けます。</p>
9	<p>当社は、ポリプロピレンを主成分とする容器包装の材料を製造・販売しており、「ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」の規格に対する試験成績書を取得し、顧客への情報伝達に活用している。</p> <p>改正案では、「総溶出物規格」が導入され、令和8年6月1日から適用予定とされているが、「個別規格が設定されている合成樹脂製の器具又は容器包装を除く」となっている。</p> <p>つまり、個別規定が設定されている器具・容器包装に関しては、規格値に変更がないことから、現在の規格が継続適用されることになる。改正案には、使用温度が</p>	<p>令和9年6月1日前に販売、製造、輸入又は営業上使用されている器具又は容器包装については、改正前の規格基準によることができることとする経過措置を設けます。</p>

番号	御意見	消費者庁の考え方
	<p>100℃を超える場合の溶出試験方法の溶出温度が 95℃から 90℃への変更があるものの、溶出が抑制される方向への変更であり、現在の試験結果における適合が不適合になることはないとする。</p> <p>以上のことから、従来から個別規格が設定されている器具・容器包装に関しては、現在取得している試験成績書は改正後においても有効であるとするが、その理解でよいか。</p> <p>改正後も有効である場合は、混乱を避けるためにも、消費者庁からホームページにその旨を掲載する等、アナウンスして周知を図っていただきたい。</p>	
10	<ul style="list-style-type: none"> 材質規格における Cd および Pb について、今回の改正で規格値のみが記載され、分析方法の記載が削除された理由を教えてください。汎用性を持たせる意図があるのでしょうか。 	<p>規格基準告示中、第3 器具及び容器包装における機器分析による分析法は、告示の公示に合わせて通知においてお示します。また、通知に示した分析法以外の分析法については、同等以上の性能を有する試験法であれば、実施することができます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 原子吸光光度法における Cd の測定波長について、改正前から 228.8 nm が用いられていますが、近年の装置の感度向上に伴い、ダイナミックレンジが狭い分析法であるため、規格の試験溶液中の 0.5 μg/mL では飽和して測定できず、それより低いところで検量線を作成することになります。このため、より感度の低い波長、例えば 326.1 nm などを選択可能とすることをご検討いただけないでしょうか。 	<p>今後の参考にさせていただきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 蒸発残留物試験法において、ヘプタンの場合では、200?300mL のナス型フラスコに移して濃縮し、その後蒸発皿に洗浄しながら移して水浴上で蒸発乾固という手順ですが、この工程は溶媒使用量の増加やロスの可能性が高まり、手間もかかるため多検体処理には不向きと考えます。他の溶媒と同様に、水浴上での直接蒸発乾固に変更いただくことは可能でしょうか。 	<p>今後の参考にさせていただきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準が削除されましたが、今後は 20%エタノールを用いた個別規格に基づき、蒸発残留物や過マンガン酸カリウム消費量の規格値が適用されるという理解でよろしいでしょうか。 	<p>乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準は削除されました。今後は規格基準告示に定められた規格に従ってください。</p> <p>なお、溶出試験の試験溶液に用いる食品疑似溶媒は改正後の規格基準告示中「B</p>

番号	御意見	消費者庁の考え方
		器具又は容器包装一般の試験法の 12 溶質試験における試験溶液の調製法」に従ってください。
11	海外製品にも適用する改正に関わる見募集に日本語に限るとした理由は何でしょうか。海外からのパブリックコメントは別途受け付けるという理解で宜しいでしょうか。	諸外国に向けて、世界貿易機関（WTO）における SPS 協定及び TBT 協定に従い、令和 6 年 9 月に通報を行いました。
	<p>適用期日について。2024 年 11 月の通知 324 の発行は、それまでのポジティブリストと比較して完全な再編成でした。最終製品の製造業者として、私たちはこの通知に対する確認を得るために海外原材料サプライヤーにアプローチしています。しかし、元の PL 案と比較して多くの変更があったため、海外サプライヤーからの遅延が発生しており、実施日までの移行期間が短いことに対する多くのフィードバックを受けています。原材料サプライヤーと最終製品メーカーがレビュープロセスを完了するのに十分な時間を確保できるように、合成樹脂のポジティブリストシステム（2024 年 11 月の通知 324 の発行含む）の実施の移行期間を今回の通知と同じ 2026 年 6 月 1 日まで延長することを提案します。</p> <p>（2）に示す事項については、令和 7 年 6 月 1 日予定。（ただし、適用の日から起算して 1 年を経過する日までに製造され、又は輸入される器具又は容器包装については、なお従前の例によることができる。）とありますが、適用日を明確にしたいと思います。これが提案されている施行日である 2025 年 6 月 1 日を指している場合、ポジティブリストに沿った提案された蒸発残留物試験を完了するための猶予期間が 2026 年 6 月 1 日まであるという理解で宜しいですか。すなわちそれまでに全ての製品の蒸発残留物試験を完了しなければならない事を意味していますか</p>	<p>令和 7 年 6 月 1 日施行とした上で、一部の検査法の規格基準改正については、試験機関等の準備期間を踏まえ令和 8 年 6 月 1 日施行とします。</p> <p>令和 9 年 6 月 1 日前に販売、製造、輸入又は営業上使用されている器具又は容器包装については、改正前の規格基準によることができることとする経過措置を設けます。</p>

番号	御意見	消費者庁の考え方
12	<p><溶出試験方法について></p> <p>12 溶出試験における試験溶液の調製法 (2) 合成樹脂製の器具又は容器包装において、溶出試験方法が記載されているが、使用温度が 100℃を超える場合の試験温度が、現行の 95℃から 90℃に変更することが提案されている。</p> <p>試験温度を変更する理由を伺いたい。</p>	<p>溶出試験における浸出溶液を 95℃に 30 分間保つことが困難であるという課題があったため、変更するものです。</p>
13	<p>件名：合成樹脂の定義、総溶出量試験の措置</p> <p>意見 1. 合成樹脂の定義</p> <p>防湿セロハンは、塗工した合成樹脂膜の層のみポジティブリスト制度の対象と把握しているが、今回の 370 号改正については従前の規格に則って、防湿セロハンは合成樹脂の対象外と定めて頂きたい（ポジティブリスト制度と複合材料 50%ルールでは合成樹脂の判定に矛盾が生じている）。</p> <p>参考情報</p> <p><消費者庁ホームページ ポジティブリスト制度の Q&A 問 1-3></p> <p>食品に接触する層が合成樹脂の層であり、かつ食品に接触しない層に合成樹脂以外の層がある場合については、当該合成樹脂以外の層から食品接触面側の層のうち合成樹脂の層のみポジティブリストの対象です。</p> <p><食品用器具及び容器包装に係る規制のあり方検討会の開催概要及び報告書</p> <p>平成 22 年度厚生労働省委託事業報告書抜粋 株式会社の村総合研究所></p> <p>合成樹脂の定義についての再整理</p> <p>B：複合材料についての 50%ルール</p> <p>合成樹脂とそれ以外の材質からなるもので、食品接触面において合成樹脂の割合が 50%より低い場合、合成樹脂の規格基準が適用されない。</p> <p><食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）（器具・容器包装関係）について（概要） 令和 6 年 11 月</p> <p>合成樹脂以外の材質が使用された器具・容器包装にお</p>	<p>合成樹脂製の器具又は容器包装に該当するかどうかは個別の事案ごとに判断されますので、各地域の保健所へお問合せください。</p> <p>なお、合成樹脂製の器具又は容器包装であれば、ポジティブリスト制度を含む規格基準告示に適合することが必要となります。</p>

番号	御意見	消費者庁の考え方
	<p>いては、ポジティブリスト制度導入前からの規格基準告示で求められている規格（いわゆるネガティブリスト）の規制が維持されること。</p> <p>意見 2. 総溶出量試験の措置</p> <p>総溶出量試験では、複合材料の合成樹脂でない層からの溶出する物質も含まれるが、溶出物（柔軟剤）が人体に危害を及ぼさない物質で、規格値を超えた場合についての例外の措置を定めて頂きたい。</p> <p>現状、防湿セロハンは合成樹脂ではないと認識しているが、取引先よりプラスチックフィルムと同様に、分析試験表を求められるため、合成樹脂製の器具・容器包装の一般規格を準用している。但し、過マンガン酸カリウム消費量試験においては、セルロースフィルムに付与している柔軟剤が溶出することが既知としてあり、除外している。</p> <p>今後、防湿セロハンが合成樹脂と定義された場合、今回一般規格に導入される総溶出物試験を実施することになるが、過マンガン酸カリウム消費量試験と同様、柔軟剤が溶出することが想定される。現状、普通セロハン（合成樹脂を塗工しないセルロースフィルム）においても、防湿セロハン同様に、人体に有害でない材質の柔軟剤が付与されており、食品に接触する包装に使用されている。</p> <p>セロハンは国内において初めて企業化されてから 60 年以上が経過し、その過程において最近ではプラスチックフィルムが包装分野の主流を占めているが、セロハンとしての固有の品質、特徴を備えており、現在も食品の包装分野において重要な包装材料の一つとして確固たる地位を占めています。これからもお客様からの要求に応じた製品の提供を続けていくためにも、セロハンの使用を存続させる措置をご検討頂きたい、お願い申し上げます。尚措置に関わる協議に際しては、ぜひとも貴庁への面会の機会を頂ければと思います。何卒よろしくお願い申し上げます。</p>	

番号	御意見	消費者庁の考え方
14	<p>改正案において総溶出物規格が導入されることになっており、「6 総溶出物試験法」が新設されている。しかし、試験方法は「所定の方法」との記載のみであり、所定の方法が何を示しているのか分かりにくい。「所定の方法」とは、「12 溶出試験における試験溶液の調製法」を指していると理解されるが、その通りでよいか。その場合、試験方法が明確になるように記載を考えていただきたい。</p>	<p>「所定の方法」とは、規格基準告示中、第3 器具及び容器包装における試験法に定める溶出試験における試験溶液の調製法等に記載された方法を指します。</p>
15	<p>・改正概要の適用期日において「・2 改正の概要（1）②に示す事項については、令和8年6月1日予定」とされているが、経過措置期間は設けられないのか。適用期日が令和7年6月1日予定であって、適用の日から起算して1年を経過する日までの経過措置期間を設けられている上述の改正事項とどう異なるのか。</p>	<p>令和7年6月1日施行とした上で、検査法の一部の規格基準改正については、試験機関等の準備期間を踏まえ令和8年6月1日施行とします。令和9年6月1日前に販売、製造、輸入又は営業上使用されている器具又は容器包装については、改正前の規格基準によることができることとする経過措置を設けます。</p>
	<p>・改正案では、規格がなくても強度のある容器包装を使用することは自明として強度等試験等の規定を全て削除しようとしているが、規格基準を削除することについての十分な審議がなされておらず、食品の安全確保の観点から望ましくないと考える。改正概要にある「食品の安全性向上のために、食品の化学的劣化や微生物による変敗リスクの抑制等による器具・容器包装の多様化が進んでいる」からこそ、新たな容器包装について衛生的に問題ないものか法適合性を判断するための規格基準及び試験法は必要と考える。</p> <p>改正概要において「強度等試験に関しては、昭和50年代当時に必要とされた規格」であって古いまま時代に即した改正がなされていないかのような説明がなされているが、容器包装の多様化に伴い必要な改正は行われている。容器包装詰加圧加熱殺菌食品の容器包装の規格は、常温下で長期流通することを考慮して定められたものであり、平成9年3月28日付け一部改正により合成樹脂製容器に金属製蓋の巻締めが認められ、さらに平成19年10月30日付け一部改正により新たに内圧強度試験が設けられ箱状容器包装（カップ状、トレイ状等の容器包装を含む。）が認められた。なお、いずれも令和6年2月16日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会資料「参考資料 1-2_用途別規</p>	<p>容器包装に求められる強度については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条に基づく適正製造管理として食品製造事業者によって食品ごとに対応されるものであることから、一律の強度等試験等の規定を削除するものです。頂いた御意見については今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

番号	御意見	消費者庁の考え方
	<p>格に係る改正の経緯」では示されていない。</p> <p>部会議事録には「個別の食品でリスク管理するのではなく、食品を全体的にリスク管理していく」との説明があるが、その趣旨であれば、削除ではなく規格基準及び試験法の平準化を図るべきと考える。</p>	
	<p>・器具及び容器包装の用途別規格は、製造基準の適合性判断のために用いられることがあるが、強度等試験がすべて削除されてしまうと法適合性の確認ができなくなるおそれがある。試験法が示されている基準を削除し、試験法が示されていない基準のみを残すよう改正案が示されているため、法適合性が判断できるよう具体的な規格基準を示していただきたい。基準が古いというのであれば、国際基準に沿った規格基準や試験法に改正していただきたい。</p> <p>過去の疑義照会において、清涼飲料水の製造基準にいう「密栓若しくは密封」に該当するか疑義が生じた際に「器具又は容器包装用途別規格の2 清涼飲料水の容器包装の条件を満たすものであれば、密封若しくは密栓に該当すると認めて差し支えない」との回答を得たものがある。また、合成樹脂製スクリュウキャップのスパウト付き容器包装や蒸気口がある容器包装で、容器包装詰加圧加熱殺菌食品として輸入届出された場合、容器包装詰加圧加熱殺菌食品の製造基準にいう「気密性のある容器包装に入れ、密封」や「封かん」に該当するか疑義が生じ、容器包装用途別規格の1 容器包装詰加圧加熱殺菌食品の容器包装の条件をすべて満たすものであれば該当すると判断できると考えていた。輸入食品は容器包装の製造管理を確認することができず、輸入された内容物を満たした状態の製品について強度等試験を実施して確認するしか方法がない。熱封かん強度試験又は内圧強度試験のような容器包装の密封強度を確認するための試験法は必要と考える。</p>	<p>本改正で、従来の考え方が変わるものではありません。</p>

番号	御意見	消費者庁の考え方
	<p>・器具及び容器包装の用途別規格の「遮光性を有し、かつ、気体透過性のないものであること。」について具体的な判断基準を示していただきたい。完全遮光 100%といえば、紫外線から赤外線までを遮断するものをいうらしいが、用途別規格にいう「遮光性」とは、紫外線なのか、可視光線なのか、そしてどの程度までの遮光度が必要なのか。また、「気体透過性のないもの」とは酸素なのか、水蒸気なのか、どの程度までの透過性が認められるのか。製造基準にいう「気密性のある容器包装」の定義とは？</p> <p>なお、税関では、「関税率表第 16 類において、「気密容器」とは、容器の内圧と外圧とが異なっても空気を完全に遮断できる容器をいう。」と示されており、プラスチックフィルム等からなる気密容器の基準として、酸素透過度は「温度 20℃、乾燥状態において 1ml/m²・24h 以下であること」、密封部の強度は「熱封かん強度試験で測定された値が 23N 以上であること（熱封かん強度試験の方法は「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年 12 月厚生省告示第 370 号）第 3 器具及び容器包装の部 B 器具又は容器包装一般の試験法」の項に示す方法による）と示されている。</p> <p>（参照：関税率表解説・分類例規 https://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm 第 16 類分類例規（国内例規） https://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/data2/16rd.pdf）</p>	<p>本改正で、従来の考え方が変わるものではありません。税関の取扱いについては、関係省庁にも情報共有いたします。</p>
	<p>・「B 器具又は容器包装一般の試験法」について、改正方針案では「12 溶出試験における試験溶液の調製法」において油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品を「酸性食品」と「上記以外の食品」と分けて規定されているが、「酸性食品」の定義はどこに記載されているのか。改正案のスライド資料等では、pH4.6 以下の食品を「酸性食品」として設定すると示されたものがあったが、改正告示案では pH 値などの記載が見当たらない。法令において使用される用語について、社会通念からその意義に広狭があり、又は色々に解釈される余地があるようなものについては、法令を分かりやすくし、また解釈上の疑義を少なくするために、法令自</p>	<p>酸性食品の定義については、告示の公示に合わせて通知においてお示しします。</p>

番号	御意見	消費者庁の考え方
	<p>体においてその用語の定義が行われるべきと考える。 なお、現行の規格基準告示では「pH5を超えるもの」と「pH5以下のもの」と分けて規定されている。</p>	
	<p>・「食品擬似溶媒」について、「2 クロロホルム可溶物試験法」において初めて用いられているが、定義付けがなされないまま浸出に用いた溶媒に対して「食品擬似溶媒」という用語を安易に用いているように見える。</p> <p>「12 溶出試験における試験溶液の調製法」にて「食品擬似溶媒」の定義付けがされているようだが、「第1欄に掲げる食品に接触して使用する器具又は容器包装はそれぞれ第2欄に掲げる溶媒を食品擬似溶媒として用い、所定の溶出条件で放置したものを試験溶液とする。」が適用されるのは、蒸発残留物試験と総溶出物試験であって、その他の試験項目では食品擬似溶媒として用いるわけではない。その項目を試験するにあたって適する浸出用液として示されているのであって、食品擬似溶媒という用語を用いることに違和感がある。</p> <p>また、表中の「対象食品（第1欄）」→「第1欄」、「試験溶液（第2欄）」→「第2欄」と記載するのが正しいのではないか。</p>	<p>食品擬似溶媒の定義については、告示の公示に合わせて通知でお示しします。</p>

上記のほか、今回の意見募集に直接関係しない御意見を126件頂きました。